

原油価格・物価高騰対策資金の概要

趣 旨	原油価格及び物価の高騰の影響により、事業活動に大きな影響を受け事業資金を必要とする町内の中小企業者又は小規模事業者を支援する。
制度資金の種類	原油価格・物価高騰対策資金
貸付対象者	<p>中小企業者及び小規模事業者であって、現に町内において工場及び店舗を有し、原則として1年以上の操業又は販売の実績があり、町税を完納している者であること。</p> <p>中小企業者又は小規模事業者とし、以下のいずれかに該当する者</p> <p>①直近3か月の原油又は石油製品若しくは原材料の仕入価格が直近の決算又は過去3年のいずれかの同期に比べて10%以上増加している。</p> <p>②直近3か月の売上高に対する売上原価又は販売費及び一般管理費の割合が直近の決算又は過去3年間のいずれかの同期に比べて10%以上増加している。</p> <p>この他、町中小企業振興資金あっせん条例及び条例施行規則による。</p>
資金の使途	運転資金とする。
貸付限度	1 中小企業者又は小規模事業者につき、1,000万円を限度とする。
貸付利率	1.3%
利子補給	原油価格・物価高騰対策資金の運転資金とし、融資を受けた資金に係る利子の年1.1%に相当する額とし、補給期間は貸付後5年以内とする。
貸付期間	7年以内（うち24月以内の据置期間を含む。）とする。
返済方法	均等分割返済とする。
担 保	必要に応じて徴する。
保 証 人	保証協会の定めるところによる。
保証料補填	保証料及び保証料の補填割合は、中小企業振興資金に準ずる。
受付期限	令和8年3月31日までとする。
申込書類	申込書、貸借対照表、損益計算書、納税証明書（町民税）
そ の 他	保証貸付とする。